

成蹊大学法学部外国留学に関する細則

制 定 2009年3月5日
法学部教授会
最新改正 2022年3月3日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、成蹊大学法学部規則第20条の規定に基づき、法学部（以下「本学部」という。）の学生の外国留学に関し必要な事項を定める。

(外国留学の審議及び承認)

第2条 外国留学に関する次に掲げる事項は、教務委員会が審議し、教授会が承認することとする。

- (1) 本学部学生の外国大学等への留学の可否に関すること。
- (2) 単位認定に関すること。
- (3) 継続履修に関すること。
- (4) その他外国留学に関すること。

(外国留学の種類)

第3条 外国留学は、次の3種類とする。

- (1) 留学期間が原則として1年間のもの（以下「長期留学」という。）。
- (2) 留学期間が半期のもの（以下「中期留学」という。）。
- (3) 留学期間が3週間から4週間程度のもの（以下「短期留学」という。）。

2 前項各号に規定された留学の期間は、次のとおりとする。

- (1) 長期留学の留学期間は、4月1日から翌年3月31日又は10月1日から翌年9月30日までとする。
- (2) 中期留学の留学期間は、4月1日から9月30日又は10月1日から翌年3月31日までとする。
- (3) 短期留学の留学期間は、原則として本学の夏期又は春期の休業期間中とする。

3 前項各号に規定された期間の前後に出国、又は帰国した場合は、状況に応じていずれかの期間に読み替えるものとする。

第2章 長期留学

(留学許可に必要な単位数)

第4条 成蹊大学外国留学規則（以下「規則」という。）第4条に規定する留学許可に必要な本学部の単位数は、30単位以上とする。

(進級に関する取扱い)

第5条 進級に関する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 2年次において1年間留学する者は、留学期間終了後、成蹊大学法学部規則第9条に定める進級基準を満たす場合に限り、3年次扱いとする。
- (2) 3年次において1年間留学する者は、留学期間終了後、4年次扱いとする。

(修得単位の認定)

第6条 規則第10条に規定する修得単位の認定は、原則として、次に掲げるところによる。

- (1) 修得した授業科目及び単位は、本学の授業科目及び単位に読み替えて認定することができる。ただし、既修得科目への読み替え及び単位の認定は、行わない。
- (2) 複数の授業科目及び単位を合算して、本学の授業科目及び単位に認定することができる。
- (3) 修得した授業科目が本学の上級年次に配当されている授業科目に相当する科目である場合においても、これを認定することがある。
- (4) 授業科目及び修得単位の認定は、学生の申請に基づき、当該科目の学修時間、成績評価、授業内容等を審査した上で、本学部教授会の議を経て行う。
- (5) 本学の授業科目と授業内容が著しく異なり、読替えが不能な授業科目についての認定は、行わない。
- (6) 単位を認定した授業科目の成績評価は、「T」とする。

(継続履修)

第7条 前期授業終了後、後期から長期留学する者は、帰国後、留学前の申請に基づき、留学前に登録した通年科目を継続して履修することができる。

(留学終了後の履修登録)

第8条 留学終了後の履修登録については、原則として、所定の期間内に指定された方法で行う。ただし、やむを得ない事情により所定の期間内に履修登録をできない場合は、当該期間外の追加履修登録を認めることがある。

第3章 中期留学

(留学終了後の履修登録)

第9条 中期留学終了後の履修登録については、第8条の規定を準用する。

(進級に関する取扱いの準用)

第10条 後期に中期留学する者の進級に関する取扱いについては、第5条の規定を準用する。

(留学許可に必要な単位数及び修得単位の認定の準用)

第11条 中期留学する者の留学許可に必要な単位数及び修得単位の認定については、第4条及び第6条の規定を準用する。

第4章 短期留学

(修得単位の認定の準用)

第12条 短期留学する者の修得単位の認定については、第6条の規定を準用する。

第5章 雑則

(細則の改廃)

第13条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (略)